

不正改造車 11 台に整備命令を発令

ー茨城運輸支局管内で二輪自動車を対象とした特別街頭検査を実施ー

独立行政法人自動車技術総合機構（略称：自動車機構）関東検査部は、国土交通省関東局茨城運輸支局および茨城警察と連携し、不正改造車を対象とした特別街頭検査を実施しました。

その結果、13台の車両を検査し、違法な灯火器の取り付け、騒音基準を満たさないマフラーの取り付け等の不正改造されていた11台に対して国土交通省は整備命令書を交付し、改善措置を命じました。

- ◎ 実施場所 茨城県行方市玉造甲（道の駅たまつくり）
- ◎ 実施日時 平成29年7月2日（日）10：00～12：00
- ◎ 検査車両数 13台（全て二輪自動車）
- ◎ 整備命令書交付車両数 11台



問い合わせ先
〒160-0003
東京都新宿区本塩町8-2住友生命四谷ビル
自動車機構本部 企画部企画課
電話 03-5363-3441 （代表）
FAX 03-5363-3347